

令和元年 12月9日  
(月曜日)

令和元年 第8回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 選挙第1号 幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 7 報告第1号 専決処分の報告について  
(町道幌延下沼線過疎対策道路改良工事請負契約の変更)
- 8 議案第1号 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第3号 幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第4号 幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 12 議案第5号 幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 13 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 15 議案第8号 平成31年度幌延町一般会計補正予算(第4号)
- 16 議案第9号 平成31年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第10号 平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
- 18 議案第11号 平成31年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 19 議案第12号 平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第13号 平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 21 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 22 発議第2号 閉会中の継続調査について
- 閉会宣告

本日の会議の順序

|         |  |            |
|---------|--|------------|
|         |  | 開会宣告及び会議宣告 |
| 日 程 第 1 |  | 会議録署名議員の指名 |
| 〃 2     |  | 会 期 の 決 定  |
| 〃 3     |  | 諸 般 の 報 告  |
| 〃 4     |  | 行 政 報 告    |
|         |  | 休 憩 宣 告    |
|         |  | 開 議 宣 告    |
| 日 程 第 5 |  | 一 般 質 問    |
|         |  | 休 憩 宣 告    |
|         |  | 開 議 宣 告    |
| 日 程 第 6 |  | 選 挙 第 1 号  |
|         |  | 休 憩 宣 告    |
|         |  | 開 議 宣 告    |
| 日 程 第 7 |  | 報 告 第 1 号  |
| 〃 8     |  | 議 案 第 1 号  |
| 〃 9     |  | 議 案 第 2 号  |
| 〃 10    |  | 議 案 第 3 号  |
| 〃 11    |  | 議 案 第 4 号  |
| 〃 12    |  | 議 案 第 5 号  |
| 〃 13    |  | 議 案 第 6 号  |
| 〃 14    |  | 議 案 第 7 号  |
| 〃 15    |  | 議 案 第 8 号  |
| 〃 16    |  | 議 案 第 9 号  |
| 〃 17    |  | 議 案 第 10 号 |
| 〃 18    |  | 議 案 第 11 号 |
| 〃 19    |  | 議 案 第 12 号 |
| 〃 20    |  | 議 案 第 13 号 |
| 〃 21    |  | 発 議 第 1 号  |
| 〃 22    |  | 発 議 第 2 号  |
|         |  | 閉 会 宣 告    |

出席議員（7名）

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 議 長 | 8 番 | 高 橋 秀 之 |
|     | 1 番 | 富 樫 直 敏 |
|     | 2 番 | 斎 賀 弘 孝 |
|     | 3 番 | 植 村 敦   |
|     | 4 番 | 無量谷 隆   |
|     | 6 番 | 吉 原 哲 男 |
|     | 7 番 | 西 澤 裕 之 |

欠席議員（1名）

|     |         |
|-----|---------|
| 5 番 | 岡 本 則 夫 |
|-----|---------|

出席説明員

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 野々村 仁  |
| 農業委員会会長 | 卯子澤 芳彦 |
| 代表監査委員  | 利波 隆造  |
| 副 町 長   | 岩川 実樹  |
| 教 育 長   | 木澤 瑞浩  |

|        |       |
|--------|-------|
| 総務財政課長 | 藤井 和之 |
| 住民生活課長 | 早坂 敦  |
| 保健福祉課長 | 村上 貴紀 |
| 企画政策課長 | 藤田 秀紀 |
| 産業振興課長 | 山本 基継 |
| 建設管理課長 | 島田 幸司 |

|          |      |
|----------|------|
| 総務グループ主幹 | 伊藤 崇 |
|----------|------|

|         |       |
|---------|-------|
| 教 育 次 長 | 伊藤 一男 |
|---------|-------|

|                  |         |
|------------------|---------|
| 国民健康保険診療所事務長事務取扱 | (岩川 実樹) |
| 国民健康保険診療所事務次長    | 若本 聡    |

|           |         |
|-----------|---------|
| 農業委員会事務局長 | (山本 基継) |
|-----------|---------|

|             |         |
|-------------|---------|
| 選挙管理委員会事務局長 | (藤井 和之) |
|-------------|---------|

|         |        |
|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 植村 美佐子 |
| 主 事     | 満保 希来  |

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第8回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番 西澤裕之君、1番 富樫直敏君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月9日から11日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月9日から11日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況についてご報告申し上げます。

お配りした資料には記載がございませんが、口頭により、令和2年度以降の幌延深地層研究計画案にかかる町の対応についての件を追加し、ご報告を申し上げます。

本年8月2日に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から北海道、幌延町及び原子力機構が締結した三者協定に基づく、計画内容変更協議の申入れを受けて以降、三者協定に基づく確認会議が設置され、9月10日から5回に渡り、確認会議において申入れを受けた研究計画案について、その必要性や妥当性、三者協定との整合性を論点として、専門有識者を交えて協議をいたしました。

確認会議では、研究の進捗状況の確認と評価をしつつ、研究計画案について、当初計画の変更を必要とする環境の変化や変更の理由などが適切なものか、当初計画との変更内容の問題点や疑問点などを確認しながら、変更理由と変更内容が合致しているのか、また、研究計画案が三者協定との間で齟齬がないかなどの確認を北海道、幌延町、専門有識者のほか、52名から寄せられた200件の質問等も加えて、原子力機構との質疑応答という形で進めら

れました。

1月6日に開催された第5回の確認会議において、今までの確認会議で確認された内容が取りまとめられ、確認会議の全日程が終了し、同日付けで確認結果について、文書により報告されました。

報告された確認内容のポイントについて申し上げます。

まずは、一つ目の論点、必要性についてです。

幌延深地層研究センターの意義や役割については、地層処分を実施するために必要な技術・方法の信頼性について実際の地質環境で確認し、深地層を体験・理解するための場であること。

幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所で技術を磨くジェネリック地下研究施設であること。

日本における地層処分研究の位置付けについては、日本でも地層処分が技術的に実施可能と国内外の専門家によって確認されており、国の特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針やエネルギー基本計画にあるように、その信頼性を高めるために、地下研究施設を使って研究開発を行うことは重要と認識されていること。

外部評価の結果については、外部委員会からは、全体として概ね適切に研究が遂行され、当初5ヵ年の目標を達成できたと評価されているが、一部研究は十分になされていないと評価されたこと。

外部委員会の評価にある、技術の確立が可能な水準に達するまでは、地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態という意味であること。

幌延での研究計画延長の必要性については、研究計画については、全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったことなどにより、成果が十分に得られていないため、研究成果を得るためには、継続して実施する必要がある研究があること。

研究延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど国内外の地層処分を巡る状況に変化があること。

瑞浪が研究を終了するのに対し、幌延での研究を続ける理由については、瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成したため埋め戻すのに対して、幌延では、地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり、このため、関連する地層科学研究も一部継続する必要があること。

次に二つ目の論点、妥当性についてです。

このたびの研究計画案と当初計画の範囲の関係については、当初計画の研究では、3つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画案の研究も3つの必須の課題の範囲内で行うものであること。また、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であること。

このことから研究計画は、新たな研究計画ではなく、研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象となること。

研究期間については、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。

令和2年度以降の幌延深地層研究計画案に記されている第4期中長期目標期間は、令和4年度から令和10年度であること。

研究終了までの工程とその後の埋戻しについては、原子力機構が第3期中長期計画の中で、「平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋戻しについて決定する」としていることについては、研究計画案に「これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目途に取り組みます。その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示します。」と示していること。

令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。

第4期中長期目標期間で技術基盤の整備の完了が確認できた場合には、研究を終了すること。

「技術基盤の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味すること。

「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」とは、国や原子力機構の外部評価委員会等で、外部専門家による確認が行われるものと想定していること。

仮に、技術基盤の整備の完了が確認できず、研究を継続する必要がある場合は、原子力機構は、改めて計画変更の協議を申し入れるが、協議が整わなければ計画は変更できず、第4期中長期目標期間で終了すること。

「埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」の具体的工程とは、施工方法、作業手順、期間等であること。

研究計画案の「処分概念オプションの実証」に記載した実証試験以外の立坑などの埋戻しは、本研究計画案では研究対象としていないこと。

深度500mでの研究については、第3期及び第4期中長期目標期間において、350m調査坑道で各研究に取り組む中で、深度500mでも研究を行うことが必要とされた場合には、500mの掘削を判断すること。

施設の安全確保対策については、設置してから長期間が経過している機械や設備については、更新や補修の計画を立て、計画的に更新作業や補修作業を実施すること。

最後に三つ目の論点、三者協定との整合性についてです。

放射性核種の持ち込みについては、三者協定を遵守し、放射性廃棄物を持ち込まず、また、放射性核種を利用しなくても、有効なデータを取得できること。

国内外の関係機関の資金や人材の活用については、国内外の関係機関の資金や人材の活用の国内外の関係機関には、現時点で具体的な計画があるわけではないが、最終処分事業を行う実施主体であるNUMOも想定し得ること。

仮にNUMOの資金や人材を活用する場合でも、地下等の研究施設は、NUMOへの譲渡

や貸与を行わないことを前提に、原子力機構が主体となって、原子力機構の研究目的や課題と整合し、原子力機構の責任において研究施設を運営・管理すること。

情報の公開については、研究が順調であることを報告した平成30年度の成果報告書の説明後、間を空けずに令和元年8月2日に本研究計画案の申入れがあったのは、本年3月まで外部委員会が評価を行い、評価への対応を検討し、本研究計画案を組織決定したのが8月1日であったためであること。

三者協定の遵守については、原子力機構は、今後とも三者協定を遵守する認識があること。最終処分場とせず、研究終了後に埋戻すこと。

以上が、報告を受けた内容です。

一方、町では9月25日から開催された町政懇談会において、原子力機構から協議申入れのあった研究計画案の内容について説明し、懇談会参加者から、20件のご意見と9件のご質問をいただきました。

ご質問のほとんどが、研究計画案の内容に関する事項で、ご意見としては、町民は、新聞等の報道による情報しかないから、報道内容が約束違反だという立場で主張され、それを聞かされることが憂鬱だとか、地下研究所には、いずれ廃棄物を埋めるという誤解を招いているというようなご意見や、将来のことだから結果はわからないが沖縄の米軍基地のように、住民が反対してもなし崩し的に国が持ってくるのではないかなどのご意見も出されましたが、日本における深地層の研究は、大切な研究であるから、引き続き研究が完璧に行われるように町として協力してほしいというものが、多くの町民の願いであるというご意見もいただきました。

研究計画案の内容が難しく、多くの町民は理解していないのではないかとのご指摘もありましたが、ほとんどが研究を継続してほしいというご意見でした。

また、研究計画案の確認会議での確認結果を受け、11月20日に北海道と共催で住民説明会を開催するとともに、11月8日から11月27日までの間、町民からご意見を伺いました。86名の方からご意見をいただき、その大多数から地下研究施設での最終処分場にならないなど三者協定を順守したうえで、研究期間延長を認めるべきとのご意見をいただきました。

10月4日には、幌延町商工会を始めとする町内経済団体の皆様から、地層処分の技術基盤が確立するまで三者協定遵守を大前提に妥協なく計画を推進すべきとの要請をいただき、12月3日には、幌延町議会議員の皆様から、議員の総意であるとして、原子力機構が本町で実施している深地層の研究は、国のエネルギー政策上重要な研究であり、十分な研究成果を得られるまでの研究期間延長が図られるよう、研究計画案を受け入れるべきとの要請をいただきました。

また、12月6日には、原子力機構の児玉理事長、鈴木北海道知事との面談の機会をいただき、私から児玉理事長に幌延深地層研究センターの位置付けや計画推進にあたっての基本認識について、改めて確認させていただきました。

そして、幌延深地層研究センターは、実際の地質環境において、地層処分を実施するために必要な技術や方法の信頼性の確認など基盤的な研究開発を行うための重要な研究拠点で

あり、地下を体験・理解していただく場としても重要であること。このようなことから、幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所で技術を磨く施設、ジェネリック地下研究施設であること。

次に、幌延深地層研究計画の推進にあつては、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することとはせず、また、最終処分場とはしないことなどを定めた三者協定を遵守することを改めて約束する。

この2点を確認いたしました。

このような状況を踏まえ、原子力機構から三者協定第7条の規定に基づき、事前協議の申入れのありました、令和2年度以降の幌延深地層研究計画案は、熟慮を重ねた結果、幌延町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れることといたしました。

以上で令和2年度以降の幌延深地層研究計画案にかかる町の対応についての報告といたします。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第8回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会12月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

7点報告いたします。

1点目は、第7回宗谷管内教育研究大会豊富幌延大会が9月27日に開催され、本町の公開授業では、ICT機器を効果的に活用し、教科の特性を生かした授業づくりの研究成果が発表され、参加者、助言者から高い評価をいただきました。

2点目は、全道中学校英語暗唱大会宗谷地区予選会が10月3日に稚内市で開催され、幌延中学校2年岸恵伍君が第1位の成績に輝き、宗谷管内代表として、11月24日札幌市で開催された全道大会に出場しました。入賞は叶いませんでしたが、堂々とした発表であったと報告を受けております。

3点目は、青少年保護育成弁論大会が10月30日に豊富町で開催され、団体の部では準優勝、個人の部では幌延中学校2年島田拓歩君が3位、佐藤すずさんが5位に入賞しました。

4点目は、第43回全国児童生徒木工工作コンクール中学生の部において、日本木青連会長賞を受賞した、問寒別中学校3年生遠藤芽衣さんの功績が認められ、宗谷管内学校教育活動表彰、北のかがやきの受賞が決まりました。

5点目は、令和元年度全国学力学習状況調査の北海道教育委員会が作成する市町村結果報告書へ、本町の学習状況等を掲載することに幌延町教育委員会も同意いたしました。学習状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に道教委のホームページで公開されております。

6点目は、青少年団活動についてですが、11月9日に稚内市で開催された第22回中学校高校秋季定期戦バレーボール大会兼中学校全道第2次ジュニアキャンプ選出選考大会において、幌延中学校生徒と豊富中学校生徒の女子合同チームが優勝し、1月初旬に芦別市で

開催される中学校全道第2次ジュニアキャンプへの出場権を獲得いたしました。全道での活躍を期待するところです。

7点目は、前教育委員の番坂啓介氏が、このたび教育委員として長年にわたる功績が認められ、文部科学大臣により地方教育行政功労者賞表彰を授与されました。

以下、執行、予算、各種事業の詳細につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

(10時23分 休 憩)

(10時45分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4 番 無量谷 隆 君

小型風力発電設備等の設置条例について。

本年、幌延町に小型風力発電が設置されました。今後も増える可能性があります。稚内市などでは、設置場所や景観などを規制した条例があります。

町民の安全と安心から事故等の発生を防止し、生活環境の保全を目的とする条例の設置が本町においても必要であると思いますが、町長の考えをお聞きします。

一つ、新規就農の研修牧場等について。

農家が減少する中、新規に農業をやりたいという人がいても、研修する場所がなく、なかなか新規就農につながりません。担い手の予備軍の確保、育成のための研修牧場ができないかお伺いいたします。また、町で通年型の育成牛の預託牧場を作ってはどうかとお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員のご質問にお答えします。

1問目の小型風力発電設備等の設置条例に関するご質問ですが、幌延町では、平成29年11月に小型風力発電設備及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備の建設に当たり、環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守すべき事項を幌延町小型風力発電施設建設に関するガイドラインとして運用しております。

対象地域は幌延町全域とし、20kW未満の小型風力発電施設建設に当たっての基準として、住宅等からの距離、騒音及び低周波対策、電波障害、自然環境対策、景観対策、既設風力発電所への影響、光害対策及び文化財対策などを定めており、建設を予定する事業者に対し、これら事項の遵守の他、建設に当たり経済産業省へ提出する、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に係る認定書の写しや電力との接続が確認できる資料等を提出いただき、これを基に本ガイドラインに合致しているか否かを確認しております。

しかしながら、今年度実施した町政懇談会の中で小型風力発電の建設場所、特に傾斜地や

道路からの離隔が十分でない場所への建設に対する、懸念する声をいただいております。

これらご意見を勘案し、建設場所における道路からの離隔については現在、本町ガイドラインには明記しておりませんので、建設等の基準への追加等、改定について検討したいと考えております。

次に2問目の新規就農のための研修牧場等についての1点目、本町酪農の担い手と成り得る、新規就農者の確保や養成を目的とした研修農場を整備できないかのご質問ですが、総合戦略における人口減少抑制施策として整備を検討している生乳生産施設に、研修機能を持たせることとし、これまで関係機関と協議を進めてきたところですが、建設資材や人件費の高騰によって整備費用が膨大となることから、どのような方法で施設整備を行うのが良いのか、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

2点目の育成牛の通年型預託牧場の整備に関するご質問ですが、過去10年間における町営牧場の利用状況をみると、1戸当たりの平均預託頭数は16頭前後と変わりませんが、搾乳農家の8割を超えていた利用率は現在、6割程度が利用するのみで、利用頭数が減少している状況にあります。

夏期間の受け入れでこのような状態であることから、現在の夏期放牧による預託に冬期舎飼いも加えた、通年型の預託へと形態を移行させることが厳しい状況であり、利用率を高め、利用頭数を増加させることが喫緊の課題であると認識しております。

そのためには、町や農協、管理委託先である幌延町畜産振興公社が主体となって取り組む利用促進策に加え、これまで町営牧場をご利用いただいていた農家の皆様のご理解、ご協力が必要となりますのでよろしくお願いをいたします。

しかし、冬期間の預け先であった民間が運営する育成牧場も空きがなく、受入れを断られる状況になりつつあり、農家から通年預かってもらえないかとの要望もありますので、農協も含めて早急に検討を進めたいと考えております。

#### 4 番 無量谷 隆 君

町では町のガイドラインが29年に設置されましたけども、一応ガイドラインの中にはいろいろと欠点、まだまだ記載されてない部分があります。町が感じたように、道路からの距離が明記されてませんでした。私も見たんですけど、何回見ても無いということで、住宅からは結構定義されてますけども、風車の全長は今、小型風車でも20m以上あるはずなんですけども、現在建てられた風車は、道路から14m程度しか離れてない状況で、生活道路としては、非常に不快感を皆さんが感じてるところでないかなと思います。

そういう中で、やっぱり町が感じるようにガイドラインもこの道路からの設置状況を明記すべきでないかなという考えをお聞きいたします。

#### 町 長 野々村 仁 君

ご指摘のとおり、道路という形でガイドラインが設置をされていません。議員もご指摘のとおり、稚内市さんといたしましても、道路という文言はなかったんですけども、一生懸命、我々自体もああいう場所にということが、ちょっと予想外だったということもございます。

今後、この道路に距離的なものということをし、しっかりと入れ込んで、ガイドライン改定を少し考えていきたいと、そのように感じております。

4 番 無量谷 隆 君

そして今回、傾斜地に一応立てられたんですけど、基礎工事が非常に不適切でないかなというふうに感じております。できれば、基礎工事の部分っていうのは、やはり平らな所からの設置が必要でないかと思えますけれども、見てのとおり基礎部分の中において、板で土留めをする程度という感じで基礎工事が行われております。

基礎っていうのは、1番大切なところなんで、土留めもしなくてもいいような設置場所を選んでほしいなという部分も、これからのガイドラインの中には入れるべきではないかなという感じはするんですけども、その辺、今回見て町長はどう感じておりますか。

町 長 野々村 仁 君

施工技術的に、資料的には経産省の認可をとってございます。

基礎自治体の部分でどういう形で欠点があるかということ自体で、審査をしながら認可を出しているところでは、それを合格してるというところですから、通常的设计業務的には問題のない形になってるのかなという感じはしています。

ただ、現地も私たちも懇談会の後、見せていただきましたけども、その周り近辺の土砂の扱い方とかっていうこと自体では、それぞれ皆さんがご指摘されるようなご心配のところもあるのかと思えますけども、基礎部分に関してのそれぞれの合格点は、その設計段階また施工段階によっては、きちんと整備をされているものと、私自身は考えているところでもあります。

今後その傾斜地、ああいうところで、そういう形を取るということ自体も、我々あまり想定もしてなかったんですけども、そういう急傾斜地についての取り扱い等も含めて今後、それぞれ考えていければなというふうに思っております。

すいません。先ほど稚内市のほうには書いてないという話があったんですけども、稚内市等では、その部分はガイドラインに明記をしてございます。それに準じて参考にしながら、我々も考えていきたいとそのように感じております。訂正をさせていただきます。

4 番 無量谷 隆 君

これからやはり平らなところばかりでなく、傾斜地あるいは森林を伐採しての設置が予想されます。

そういう中で今回森林を切って設置したんですけども、最初町が認めていった中でも、伐採は仕方ないのかなという感じはしてんですけど、今現在、森林を余分にまで伐採してるのかなっていう感じが見えるんですけども、その辺の町で設置してからの監督っていうか、そういう条例を町で確認してますか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

あの場所ですね、林地開発行為の届け出には該当しない場所です。林地開発行為は1ヘクタール以上の伐採にかかるものの届け出となっております。あの場所ですね、0.8ヘクタールという申請をいただいております。設置した後ですね、現地には確認しております。

4 番 無量谷 隆 君

1ヘクタール以下ってということで、あれなんですけども、見た目は非常に必要以上に伐採されてるのかなっていう、道路も削られて、土砂も削られてるようになってるんですけど。今後とも森林復旧、あるいは土留め柵ののり芝とか、そういうのも、今後業者に求めることができないのかなという感じはするんですけども、その辺、町としての、監督するような感じがありますか。

町 長 野々村 仁 君

本当に議員ご指摘のとおりですので、1ヘクタールを超えて開発行為が行われている場合は、我々の監督下の中で、きちんと行政指導するというところでございますけども、民地範囲内で、個人がそういう形であるときには、なかなかそこに強制的っていうか、規制的なことで制御をかけること自体は、なかなか個人所有物というふうな分類の中では難しいというふうに認識をしているところですけども、それぞれあまり悪質というか、ひどい状態であれば、こういうわけで注意喚起ぐらいはできるかなと。そこは私よりも、プロである議員のほうが、ご承知のことかと私自身は感じてますけども。

4 番 無量谷 隆 君

やはり町が許可する以上は、ある程度改善命令とか、そういうのは非常にあるべきでないかなという感じがするんですよ。

ですから、私は単純に申請あったから、許可の範囲内ですからってすんなり許可するのもいいけども、やはりこういうことはある程度住民の説明会もあってもしかるべきでないかなという感じはしています。

今回、住民説明会は一切ないと聞いておりますんで、その辺は、今後ともそういうような町の方針で進めていくのですか。あるいは、小さくても住民説明会、地元の説明会に該当する説明会を開く予定は計画するのですか。その辺お聞きします。

産業振興課長 山本基継君

ただいまのご質問にお答えいたします。

許可ではなくてですね、伐採に関する届け出でありまして、議員もご承知だと思うんですけども、届け出どおりに行われているかどうかっていうのは現地確認しますけれども、あくまでも届け出でありまして、許可する行為ではないことをご理解願います。

4 番 無量谷 隆 君

説明会とかそういうのは一切、町は携わらないっていうような感じでよろしいんですか。もう1度聞きます。

町 長 野々村 仁 君

一応、承認事項ということで今、山本課長のほうからもご説明したとおり、そういう認可方式ではないということ自体では、我々としてはそういう形で説明会等々、そういう形を強制するとかということはないかと思っております。

4 番 無量谷 隆 君

ある程度これは住民を無視したような感じで成り立ってるんじゃないかなという感じはしております。ですから私は町主導でね、こういうことを町民に説明するよというような形で進めてほしいなと思います。ある程度、町民が納得いくような建て方であれば、致し方な

いという感じはしております。

私も風車に関しては、ある程度推進するような形を取っておりますけども、やっぱり今回、道路の距離あるいは住民説明会もなく、知らず知らずに建ってしまったっていう状況があります。ですから、今後そういうような形で町の方に申込み出てくると思うんですけども、その辺ある程度、地元住民の説明を怠らないような形で、町は進めてほしいなという感じしております。その辺、町長のお考えを聞きたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

やはり先ほどからお答えをしている、認可でない限りはその指導だったり、なんだりという強制的なものではないですけども、この造るものについての、この風車の中のガイドライン等々について、それぞれそういう文言を入れながら、住民説明会をしてやってくださいよという形で進められる方法は、なきにしもあらずかなということもあります。その部分では、今後ちょっと検討させていただければと思っております。

ただ、先ほど議員がご指摘のとおり、面積的にそこをこういうふうにして個人の土地を自分で開発したから、そこは住民にちゃんと明確に個人的に説明しなさいよということ自体はなかなか難しいことである。建てる、そういう風車とか、そういうことでの限ったそういう施設自体で、そういうガイドラインにうたいながら、そういうことを盛り込んでいくっていうことは可能なことでないかなという気はしてますので、その辺は今後、このガイドラインに改定をしていく時に少しその部分を検討させていただければと思っております。

4 番 無量谷 隆 君

町のガイドラインは、かなり業者だけの言い分のガイドラインでないかなと。あるいは町民を無視したような感じのガイドラインができてるんでないのかなって、つくづくそう思います。できれば、町主導で勧告、あるいは改善命令が出せるようなガイドラインの形にしてほしいなと感じております。ですから私はある程度、町が今後ガイドライン改正しますっていうけども、それも盛り込んでほしいなっていう部分もあります。ですから今後、風力に対しても、かなり町民が理解できるような形にしてほしいなという部分がありますんで、今後ともよろしくお願ひします。

次に農業に関してですけども、質問いたします。

私は研修牧場、養成牧場っていうのは、簡単に、建物がなくてもできる養成の人材育成っていう形でできるのではないかなという感じしております。

北海道でも見本的には、新得町のレディースファームスクールっていうような形で、これは女性主体としてやってる研修ですけども、幌延町でもやっぱり今、新規就農あるいは、そういうような形の人がなかなか参入してこないっていう形なんですけど、やはり人材育成のためのある程度研修っていうか、カリキュラムがはっきりした、明確化されたようなね、インターネットに載れるような形の明確に年間通してやりますよっていうようなうたい文句で、行政の部分を作ってはどうかなっていう申入れなんですけども、その辺、町長としていかがなんでしょう。

町 長 野々村 仁 君

そういう形で、大々的にと小規模にとかでの話ではなくて、そういうこと自体の施設を

造ること、または受け入れ体制をどう作るかということ、そこが今のところまだ粒が揃っていないということなんだろうと思ってます。生産牧場ばかりではなくて、ああいう研修センター、議員も見てこられたかと思えますけども、相当、宿泊施設または設備等、それから派遣先農家、それぞれ全てがそういう受け入れ体制ができているということでございます。

うちの場合もそういう形で応募があって、1番担当、農協の職員もうちの担当職員も1番困ってるのは受け入れ先。一応、電話は皆さんに連絡をしながらやっていただくときには、なかなかそうですね、いいですよと言ってもらえるところがなかなかないというのがこぼし話の中で聞かれるという、そういうこと全体がそういう情勢ができないとなかなか難しい。

研修だけに絞ると。それで生産型のそういう形で働きながら、そういう研修をするということを目指してやってるんですけども、なんせかんせ今の高騰した資材の中、また人材不足の中でどうやるかということ、農協さんとも協議を重ねていっても、なかなかこれといった名案が浮かばないということが本当に進まない一つの原因の中になってますけども、なかなか入れ物を造ったけども中身はなかったっていう話を作ると、大変負担の大きなものになりますので、その辺は綿密に議論しながら、早急に作っていかねばという、そういう感じしているところでもあります。

研修センター、あそこの良い事例がある。それをきちんとうちの町でもできるかということ自体が、なかなかそういう部分には至ってないんじゃないかなというところが私の感想でございます。

#### 4 番 無量谷 隆 君

人材育成のための部分っていう形で、やはりスクーリングっていうか、講座っていうか、明確に1年間なら1年間こういうふうやってますよというような形で幌延町もやれば、ある程度後継者っていうか、新規就農の部分で人数が増えるんでないのかなという感じはしています。その辺も早急に整備し、検討していただきたいなという感じしております。

そういう中で、ハードのものはまだなかなかできないっていう感じでもありますけども、やはり町の空いてる、保健センターというか、そういう所で5、6人程度の研修制度っていう部分では、すぐ可能でないのかなという感じはしております。そういうカリキュラムを明確に表示すれば、研修して新規就農に入りたいっていうような人も全国的に募集ができるのではないかなという感じはしております。

そういう中で、最近割と応募が多いかなっていう感じはしてますけども、地域おこし協力隊の中の一部としても、新規就農に呼び込めないかなという感じはするんですけど、その辺の取り組みっていうか、地域おこし協力隊も新規就農っていうような形でできないものかと、その辺お聞きします。

#### 町 長 野々村 仁 君

施設については議員ご承知のとおり、移住定住も含めて体験型施設というものも、本町にも、問寒別地区にも1人、2人がすぐ研修したら泊まれるという、そういう宿泊施設だったりという宿泊する部分については、整備を少しずつしているところでもありますので、後はほとんどそういう体験をできる受け入れ農場だったり、またはそこに仲介になるパイプ役だったりということ自体をもう少し整備をしていけば進んでいくのかなという、そういう気も

してございます。

全体的に今空きがあるというそういう施設についても、そこは利用価値としてはそういう形でどんどんどんどん増えていけば、使っていければ、有効な活用になるのかもしれませんが、とりあえず今の状態で体験型の部分というところでは、まだ今かつてそんなにそんなに大きく利用価値が上がってきてないという、そこに長期のそういう滞在型体験型の実習生等が入っていただければ、大変助かるなと思ってございます。

後はやはりそれらも含めて、受入れ農場の、気分的にすぐすたと決まっていける、そういう位置付けも認識も少しずつ皆さんに持っていただいて、そういう体験をしていただくということも大切なことの一つであろうと思っております。

また、地域おこし協力隊によって募集をしながら、そういうことをやってるということも、可能なことだと私自身も思っております。なかなか地域おこし協力隊も、酪農に関すること自体の項目では、なかなか応募がないというのも現状の中でありまして、今たくさん入ってきてという流れでも、本町も地域おこし協力隊募集をしていますけれども、なかなか応募が以前とは違って、そんなに多い数がかかるわけではないというところでも頭を悩ましてるところでもあります。ただ、そういう募集は今後重ねてやっていく必要もあるんだろうと私自身も考えてます。

全て、そういう従事すること、またはそういう従事に関する組織に体験をしてもらうことっていうこと自体は、一次産業のある町にとっては大切なことだと思っておりますので、今後とも、その部分では一生懸命考えていきたいと思っております。

#### 4 番 無量谷 隆 君

ぜひ、1人でも多く幌延町に来るような形で進めてほしいなという感じしております。

切羽詰まった農家の事情も町長はわかってのとおりだと思いますけれども、やはり離農が進んで、間に合わず、次々廃業っていうような形になっておりますんで、その辺、早急に新規就農できるような人材確保していかないと無理でないのかなという感じはしてますんで、やはり1年、2年の研修期間があります。そういう中で、幌延町でもある程度公的な実習牧場、あるいは個人の農家も実習の対象という牧場に認定してはどうかなという感じはしてるんですけども、その辺、町長の考えはどうですか。

#### 町 長 野々村 仁 君

先ほどからも話ししてると思うんですけども、やっぱり個人の農家で、今の受入れ体制がなかなか、今の状況でも受入れをしていただけないということを先ほどから言ってるんですけども、そういう形で受入れ先がすすとと決まるのであれば、そういう形はもうちょっと前へ進んでたのかなっていう気がしてございます。

それぞれ、その選んだところが悪かったのか、どういうことかわかりませんが、担当者にとっては、なかなか引き受けてもらえないんですっていうことを、よく聞くということを先ほども話をしました。その部分についても、皆さん方もその辺を協力いただければ、宿泊施設はあるけれども、体験をするところがないということではどうにもなりませんので、それでこういう生産牧場の中で、引き受けてくれる人がいなきゃそういうところで研修してもらおうということも必要なんだろうということが、この生産牧場を造りたいという、そう

いうところの構想にあったというところだと私自身は思っています。

4 番 無量谷 隆 君

町有地の放牧地についてなんですけども、放牧地あるいは町有地が結構余ってる状況にあります。そういう中で未利用にしているような、有効活用っていうような部分では、やはり今後ともハードの面で町単独、町と農協単独、あるいはそういうことでなかなか牧場が成立しないという部分があります。

やはりこれからの大型化を目指すためには、法的な形で個人収支もあり、町、農協、企業だとか含めた牧場づくりが必要でないのかなという感じしております。そういう法的な形の計画は持っていますか。

町 長 野々村 仁 君

以前からもお話をしているとおり、議員自らも含めてですけども、そういう人たちを、きちんと頑張ってもらえるという方々をベースにして、それぞれ出資型法人ができれば1番いいことだと私自身は考えてございます。

やっぱり、官庁がやるということには限界があります。一生懸命できたものを。そこで収益をきちんと上げていくということ自体が大前提に、投資をした以上はなるわけですから、民の力と合わせて、その事業を達成することが大事なことだと思っておりますので、ぜひともそういう、現在やられている方々が、そういう向きで頑張るんだということであれば、我々も一生懸命応援をしていきたいと、そのように考えております。

4 番 無量谷 隆 君

はい、前向きな町の姿勢なんですけども、年期が明確にされてないけども、やはり前向きに個人出資型の法人を立ち上げ、町あるいは農協と企業とが応援して合体、合同で法人をできるような牧場に造っていかないと、今の個人だけで牧場が、幌延町が成り立たない状況になりつつあります。ぜひとも個人出資型、あるいは法人型っていうような形で、ある程度牧場が成ってほしいなと願っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

答弁よろしいです。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、4番 無量谷隆君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 植 村 敦 君

通告に基づいて、3番植村、2点ほどご質問いたします。

1点目は、町の広報活動方法についてでございます。

野々村町政も2期目に入り、町の活性化を目指し多様な施策を展開しております。これら施策や町の行事を町内外に伝達、発信する重要な役目が広報活動です。

現在、これらを担うのが月ごとに発行されている広報誌とインターネットによる町のホームページ、また告知端末機だと思います。

告知端末機は近く機器が更新され、設定さえすればスマートフォンアプリでも見られるとのことで大変便利になると期待していますが、いずれも自らの意思で視聴しないと、情報として伝わりません。その点、子供からお年寄りの方々まで比較的目に付きやすいのが広告看

板だと思われます。

そこで町長に伺いますが、現在設置されている懸垂幕の場所の移動と新たに庁舎前壁を利用した懸垂幕の設置が出来ないものか伺います。これらは、多くのや町を訪れた方々に行政と町民の結束を強く印象づけることが出来るのではないかと考えます。町長の考えをお伺いします。

2点目として、幌延町企業誘致条例の制定についてでございます。

この件は、以前からその必要性について議論されていますが、今回改めて町長に伺います。

まず、なぜこの条例の制定が出来ないのか。町長は以前より町の振興策上必要な条例と答弁しています。私も条例が制定されたからといって、すぐに町内外から企業が応募して頂けるとは思っていません。町長は以前、商工業者を支援するべく全道でも稀に見る補助制度を制定しました。今は、インターネットの時代、道内の自治体のみならず、遠くは本州の会社から問い合わせがあったと聞きます。

やはりここは町の振興を考えると、万が一でもの機会を逃すべきではないと思います。新天地を求める企業に選考の対象としていただくためにも、きちんとした優遇策などを盛り込んだ企業誘致条例の制定が必要だと思います。

そして、この企業誘致条例についても町有地の無償貸付など、何処にも負けない奇抜なアイデアをもって制定されることを提案致しますがいかがでしょうか。町長の考えを伺います。

町 長 野々村 仁 君

植村議員のご質問にお答えします。

1問目の広報活動の方法に関するご質問ですが、町政執行に対しては、いろいろな手段を用いて情報発信することはとても重要なことと認識をしております。

情報発信については、植村議員がおっしゃるとおり、現在は広報誌、町のホームページ、告知端末機などで行っております。

告知端末システムの見直しを検討して、端末機を更新し、システムの仕組み変更により、クラウド化されたサーバーを利用して、スマートフォンでも見られるようになり、新たな情報発信のツールとして活用したいと考えております。

情報伝達や情報収集などをするためには、機器が必要であったり、操作性が複雑で子供からお年寄りの方々など、全てが可能かと言われるかと、決してそうではないとも思っております。解決手段を構築することの困難性も感じております。

目に付きやすい広告看板は、庁舎に限らず、至る所があれば、その効果は現れると思えます。現在、3面の掲示方式で、ある程度の方向からでも目に付くということで、懸垂幕装置を設置しております。

庁舎前面の壁を利用して設置することも、情報をお伝えする一つ的手段であると思っております。現在、懸垂幕装置は問題なく使用することができる状態でもありますので、今後、大きな故障などが発生した場合、改めてどのような方法が良いか検討してまいりたいと思っております。

次に2問目の企業誘致条例の制定に関するご質問ですが、議員ご指摘のとおり現在、制定には至っておりません。

しかしながら、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた基本目標「まちにしごとをつくり安心して働けるようにする」ための基本的方向として掲げた、商工業の振興及び企業及び起業支援を図るため、幌延町商工会等関係機関との連携のもと、商工業の新規開業、事業継続の積極的支援の他、後継者や従業員確保と育成を目的に商工業に関して、施設等のハード整備費等に対し、最大50%、1千万円を補助する振興促進補助制度、機械設備等ソフト整備費等に対し、最大50%の500万円を補助する経営力向上補助制度、新規従業員の雇用事業者に対し、最大110万円を補助する雇用促進補助制度、従業員に作業資格等を取得させる事業者に対し、最大20万円を補助する人材育成補助制度等を整備しております。

これら制度は、予定を含む商工会会員への登録が条件とはなりますが、町外からの新規参入者にも対応できる仕組みとしております。

また、企業誘致の一環として、再生可能エネルギーの関連事業所の誘致に関し、町有地の貸付けや提供等の側面支援を行い、比較的規模の大きい事業所や寄宿舎の誘致につなげております。

企業誘致については、過去にも数件、具体的検討を進めたケースがあり、その際にはインシャルコストに係る支援策よりもランニングコスト、特に物流に関して、地理的条件が厳しいことから採算性が低く、幌延町での事業化を断念した経緯がありましたので、本町での企業誘致の難しさを痛感しているところであり、また、相談案件も少ないことから、周知についても不足している部分があると認識しております。

このような状況を踏まえ、企業誘致条例の制定について今後も検討を進めつつ、支援制度周知についてもしっかりと行ってまいりたいと考えております。

### 3 番 植 村 敦 君

再質問させていただきます。

まず1点目の広報活動の方法についてでございます。

今ある懸垂幕、ちょうどここから見えますけども、3方向の懸垂幕が町で設置しているそれを有効活用していきたいということの答弁ですけども、現在、最近になって、懸垂幕の幕が降ろされてますけども、何か理由があって降ろしたのでしょうか。

### 町 長 野々村 仁 君

特段、今外れているのは理由があったとかということではないですけども、それぞれ担当部署ごとに、その時点で広報しなければならない、そういう事業のときに上げるという、そういう仕組みになっていると聞いております。

### 3 番 植 村 敦 君

実際、現地での懸垂幕の位置ですけども、用事があって役場に向かってくると。現在、大通りの交番の方面から右手に見ながら入ってくる。また、体育館の方から左手に見ながら入ってくる、庁舎に用事を足しにくるという現状だと思います。

なかなか今ある場所の懸垂幕っていうのは、そういう人たちにとって目に入らない位置にあるなという気がしてなりません。これが生涯学習センターに向かっただけの道路、役場に真正面に出てくる道路等があれば目に入る、飛び込んでくるのが、今の位置でないかと思うんですけども、それができない現状で、なかなか反対側に懸垂幕を立てるといった状況ではなかなか

か目に入らないんでないかなと思うんですけども、今のこの現状のこの位置についてどう考えてますか。

町 長 野々村 仁 君

私どもはあの三角錐となっている方向、庁舎だけを見ればあれを見逃すということなんでしょうけど、前方を見ていて見えないという認識をあまり持ったことはなくて、大変申し訳ないなと思っております。

庁舎に張るということ自体でも、うちの庁舎の造りとして、どういう形で張るかによりますけども、なかなか1枚、2枚ではなくて両面に張らないと、議員がご指摘のとおり、きちっと右左という分け方をして1枚ずつ掲示をしないと、見えない状況にしかならないんだろうなという、そういうところもあり、昔この建設をされたときに、そういう形からしても、あの場所というのは、三角錐で上げて、左右どちらから来ても目立つ、また裏を通っても目立つというところで考えられて、あの懸垂幕装置を造られたのではないかなっていうふうに私自身は思っております。

3 番 植 村 敦 君

そう感じるということなんで、これは感受性の問題で何とも言えないと思いますけど、私は反対でないかなという気がしてなりません。

議員という立場で、いろんな町の役場等々に研修に出かけたりなんかしますけども、大体は、庁舎の壁にそこの町の祝い事ですとか、そういうものをデンと掲げて町の姿勢が本当に、今この町はこういうあれなんだなと。こういう状態、こういう人がいるんだなというような事がすぐに一目でわかるような状態に懸垂幕が掲げられてるといって、非常に広報としては有効な、町内外に知らせるといってに関しては本当に有効な、また町民に対しても鼓舞をするという部分でも、本当に良いなというふうについていつも思っております。

本当に、今のこの庁舎の造りからいって壁側に付けるには左右対照的に作らなきゃなきゃなんないとかっていうことじゃなくて、やはりそういうものが庁舎に掲げているということが、私は町の姿勢としてほしいなというふうについていつも思っています。

そして、いつも今まで思ってたということは、今現在は降ろされてますけども、掲げられている懸垂幕、残念ながら非常に行政として、きちっと伝えたいという気持ちはわかるんですけども、字数が多過ぎます。あれではなかなかきちっと見るということができない。運転しながらあれ読んできるととんでもないことになりますんで、そういうこともできない。できれば懸垂幕というのは、字数を抑えた中で要点をきちっと町民に伝えるという工夫がしてほしいなという気がしてますけども、町長の考え方をお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

字数が多過ぎて、見てると事故にあうというご指摘ですから、そこは字数の問題はやっぱり解決していかなければならない。見やすさと、ぱっと見た感じで理解ができるというそういう短縮をした、そういう文言になってるほうが、私自身もそれはPRに係ることだなど、そのように考えてもございませう。

懸垂幕の文字等については、今後この掲示する部分については、どう短縮できるのかも含めてですけれども、どのような形でインパクトのあるPR活動になれるかも、検討を含めな

がら、その辺は考えていきたいなと思ってございます。

3 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。どうか今後設置するときには、そういうことも含めて検討していただきたい。

あえて今回また重ねてお伺いしますけども、懸垂幕を掲げる項目等々、何か一定基準があるんでしょうか。他の町に行きますと、全国大会出場おめでとうとか、東京オリンピック云々とかっていう形で掲げてますけども、うちの町の住民がそういう形で懸垂幕に掲げられるという何か基準等々を設けておられるのか。あえて聞かせてもらいます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

事務的な要件でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

現在の懸垂幕については、先ほど町長もご答弁申し上げたとおり、担当部署が必要な事業ですとか、必要な広報の内容等があった場合については、それぞれの部署が予算付けをしながら懸垂幕を制作する、もしくは用意する、検討する、そういうような流れになってます。

内容については、特段基準を設けてございませんので、それぞれの担当部署において必要なタイミングがあればということになります。

あともう1点ちょっと危惧することでございますけれども、現在町内事業所で製作できたところがございますけども、一部の情報では、そこが何か困難になってきたという情報もございますので、そういう意味からして先ほど町長がご答弁申し上げたように、この懸垂幕装置については、大きな修繕とか、そういったものがあつたときに、どういうもの、どういう大きさ、どういう内容、そういったことを検討して進めてまいりたいというふうにご答弁だったというふうに私は感じてますし、担当課長としても同じ認識でございます。

3 番 植 村 敦 君

私としては冒頭に言ったようにこの懸垂幕、町内外の住民に今の町の状態っていうんですか、こういうすばらしい人がいますよとかこういうことやってますとかっていうことをお知らせする、もしくは住民とともにお祝いをするというような時に掲げられるのかなというふうに思っております。

基準が無いということなんで、どの程度までのものを懸垂幕に掲げるかという問題が出てくると思いますが、私としては実際の例としてあえて挙げますと、昨年度ですか、問寒別地区の先ほども教育長の行政報告の中にあつたけども、遠藤芽衣さんですか、工作コンクールで全国表彰を受けたというようなものに関して、本当におめでとうという形で掲げてやってもいいのかなと。それを目にするによって、ほかの児童生徒も刺激をされて、いろんな面で奮起するということもできるのかなというふうに私は思っております。

この基準というのはきちっと決めないと、やはりこの場合どうする、あの場合どうするということになりかねませんので、私は児童生徒の場合は良いでないかなというふうに思っています。ただ、一般の方々については、やはりスポーツに関すれば、全道の優勝ですとか全国大会の上位入賞とかっていう、かなりレベルを上げてやるということが必要になってくるのかなと思いますが、そういった基準をある程度設けておいたほうが私はいいいのかなと。それを掲げることによって、町民こぞって本当にそういった人たちに対する祝福を送るとい

うことにもなると思いますし、いろんな行事等々、名林公園から始まって、これからすぐ行われるトナカイ牧場で行われるフェスティバル、それから2月ですか、最近試験的にということが始まっているスノーカイト等々のイベントがあります。やはりそういうものもできることであれば、告知しながら町内外に声をかけて、集客をしていくという方策の一つとしても使えるのかなという気がしておりますけども、そこら辺、どう考えるのか、町長の考え方をお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

今のところ懸垂幕についてのその規定が、本当にございません。

ただ、それぞれ以前もそういうお話を、ほかの議員からもご指摘があったときもございました。

それぞれまだ今後の課題として、表彰規定もようやくと設置をして、どこまでどういう形で、どういう人たちにどう送るかということ自体も定まっていなかった部分として、そういうふうにして全国で活躍をしていただいた方に、きちんと自信を持って、やっぱり幌延の代表としてそれだけ活躍したんだということ、やっぱり鼓舞するためにも、やっぱりその必要性ということ自体も大事なのかなという気がしています。

今後、そういう形で教育委員会も含めながら、そういうガイドライン的なところの位置付けをして、どういうふうに見えるか、またはどういうふうにして懸垂幕自体の利用をやっていくかという、その部分では協議をさせていただきながら進めていきたいなと思ってます。

今までは、そういう人へのそういう告知だったり、そういう形が懸垂幕ではされていなかった、設置もしていなかったということでもございますので、それもそういう、やるやらないも含めながらちょっと内部で検討させてもらいながら、どういう形でそういう方々に激励をして、もっと頑張ってもらおうかということも考えていければなというふうに考えてございます。

3 番 植 村 敦 君

どうかよろしくお願いします。

スポーツの例を出して言いましたけども、現実的にはうちの町も乳牛の改良には、非常に力を入れてる町でもありますし、全道の共進会で最高位を受賞するという機会もこれからはあるんじゃないかなというふうに思います。そういった方々もこの懸垂幕の対象にして、町として町民と共に喜ぶということもあっていいのかなというふうに私は思います。

それでは次の企業誘致条例の方に入りたいと思います。

この件は実際、野々村町長が町政に携わってから議会としても28年、30年、それぞれ3月、6月の定例会でこの質問を同僚の議員が行っております。それぞれやはりその必要性を皆さん感じて一般質問されてきたと思いますけども、なかなかその企業誘致条例が制定されないという状況にあります。なぜできないのかなというふうに私は思うんですけども。

確かに町長言われるとおりの昨年ですか、商工会に対する補助制度がすごく細やかに、ほかの町でもないぐらいの補助制度が打ち出されて、商工会の人たちも大いにそれを利用してというのが、現状じゃないかなというふうに思いますけども、それも絡めて、これを機にぜひそういう条例があって、そういう優遇措置があるのであれば、将来ともに幌延で経済活動

を行いたいという企業、団体等々が出てくるという可能性を私は秘めてるんじゃないかなというふうに思います。

具体的に中身を検討されていてできないという、難しいところというのは、どこにあるのかちょっと町長に伺います。

町長 野々村 仁 君

1番は工業団地になる用地、まとまった土地がないというところがございます。

その部分で、工業団地化の整備をするような用地がなく、局所的に1社とか2社とかということで担当をしながら、そういう相談を受けながら企業誘致をしていくっていうスタンスであるとすれば、今のように宿舎等のああいふスペースだったり、あのぐらいのスペースずつを転々としてるところにあるというところでもございます。

そういうところには、それぞれPR不足でありますけども、それぞれ特定事業者設備新設等地域活性化事業とかという条例等も備えてあり、3年間の固定資産税等々について免除をすとかっていう制度もきちんと乗っかって、相談がいただければそういう説明をしながら進めていかれるっていうところでもありますけども、それらの部分として用地がないんだけど小さくコンパクトに企業が来ていただけるという用地をきちんと相談を受けられるために、やっぱりこういうことも含めて、今後PRをどのようにするか、はたまたそういう団地化形成をするときに、どういう一本の企業誘致条例等を出すのかというところが、大きな今課題なのかなっていうところはしています。

ただ、揃っているものだけは先ほども説明した、町内の人たちだけではなくて、それぞれ商工会に加盟さえしていただければ、同じように使えるということになってますし、今言った減免措置の部分、固定資産税の減何やらという減免措置の部分ということ自体も、それぞれの条例が整備されているということだけは現実でございます。

3 番 植 村 敦 君

町長、町有地がそういった用地がないという話でございますけども、大きな企業であると本当に何ヘクタールという用地がこれは必要だっていうのは私もわかりますけども、市街地区の中でも、それなりに町有地を有している場所が点在しているのかなというふうに思います。町長のこの執行方針の、31年度の執行方針の中でも、町への新しい人の流れを作るということで、町長の言う、若者、ばか者、よそ者という人たちを呼び込みたいんだという強い決意を述べられております。

まさに、そういう人たちが興味を持って、我が町に足を向けてくれる、その一つの条件になってくるのかなと。その上で、私の先ほど言った無償の貸し付けという形なり、今、町で行われているすばらしい補助制度を併用した形でそういう人たちの優遇策をとって、案内してやるということができないのかなっていうふうに私は思ってますけども。10年ぐらい現地で、幌延の町で経済活動を行っていただければ、あとは町有地を無償で提供しますよというようなことでもいいのかなというふうに私は思ってますけども、いかがでしょうか。

町長 野々村 仁 君

手法としては、今言われたような形でもどういう形でも進めて、魅力のある企業誘致版を打てればいいのかというところでもございます。本当に町有地自体のまとまったという、

何丁というそういうスペースの部分では、この市街地内の中で隣接してるところも含めて、なかなかその部分としてはなかったということでもございます。

個別案件でどのぐらいの面積が必要かということを伺いながら、適地を探しながら、そういう形で進めるという、今の手法としては、本当に歯がゆいものがあるかと思うんで、今後、こういう固定資産税の免除だ、へちまだと色々な形で優遇措置が取られていく方法を一括してPRをしながら、企業団地の部分は別としても、そういう呼び込み策の部分は今後検討の必要価値が議員ご指摘のとおりであると私自身も認識をしております。

それをどうやってまとめた形でこの形が出せるのかということも含めて、ちょっとまた内部で議論させていただきながら、どういうことで媒体を使いながら、一生懸命人に来てもらうかということに進められるかを考えていければと思います。

### 3 番 植 村 敦 君

ぜひとも、前向きに速やかに取り組んでいただきたいというふうに思います。

こういう議論をしてる間にでも、本当に今はネットの時代なんで、どこから問い合わせが来るかわからない状態だと思います。そういった本当に千載一遇のチャンスのを逃さないような形で、どこにも負けない、本当にすごいねと言われるような、幌延さんすごいねって言われるような企業誘致条例と併せたこの補助策というのを、ぜひきちっと確立して、町のホームページでもどこでも1番、目のつくところでPRしていくということを強く望んで、私の質問を終わらせています。

### 議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番 植村敦君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで13時15分まで休憩します。

(11時55分 休 憩)

(13時15分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 選挙第1号「幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」の件を議題とします。

本件についての、提案理由を申し上げます。

選挙管理委員会については、地方自治法第181条の規定に基づき設置することとされ、4人の委員をもって組織するものであり、任期は4年です。

選挙管理委員及び同補充員については、地方自治法第182条の規定に基づき、議会において選挙することとされております。

このたび、現在の委員及び補充員の任期が満了することから、本議会で提案するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦により行うこととし、選考委員会において行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることとし、選考委員会において行うことに決定いたしました。

お諮りします。

選考委員の人数は、議長を含め5名とし、選任指名は議長において行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選考委員は議長を含めて5名とし、選任指名は議長において行うことに決定しました。

それでは、選考委員を指名します。

2番 斎賀弘孝君、3番 植村敦君、4番 無量谷隆君、7番 西澤裕之君、8番高橋といたします。

ここで、選考委員会を開催するため、暫時休憩します。

(13時17分 休 憩)

(13時21分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

選考委員会の結果、選挙管理委員及び同補充員が選考されましたので、名前と住所を報告します。

まず、選挙管理委員については、横尾明さん、幌延町字幌延104番地の5。瀬戸浩行さん、幌延町元町29番地。三好和夫さん、幌延町字問寒別109番地。遠藤ひかりさん、幌延町宮園町13番地6。

同補充員には、宮古雅孝さん、幌延町栄町6番地75。梶浦善一さん、幌延町3条北1丁目5、松田悦男さん、幌延町4条南1丁目21。高木由香さん、幌延町字問寒別1005番地1。以上であります。

お諮りします。

ただいま報告した8名の方を、幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選者と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま報告した8名の方は、幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、第1順位 宮古雅孝さん、第2順位 梶浦善一さん、第3順位 松田悦雄さん、第4順位 高木由香さんに決定いたしました。

日程第7 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和元年5月17日に「工事請負契約の締結について」議決をいただきました、平成31年度施行町道幌延下沼線過疎対策道路改良工事において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定による、町議会の専決処分手項の指定に基づき、令和11月1日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額7,810万円を設計変更により8,089万4千円に、279万4千円の増額となったものであります。

理由といたしましては、道路土工の土砂運搬数量並びに産廃処理量が設計よりも多くなったことから変更になったものであります。

以上、報告第1号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第8 議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

令和元年8月7日に国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を国会に提出し、11月15日成立、11月22日に公布されました。

人事院勧告において官民格差が示されていることから、町といたしましても、この勧告に基づく給与制度の改正を実施することとし、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、現行の期末手当の支給月数4.45月を0.05月引き上げ、4.5月にしようとするものです。

議案及びお手元の配付の新旧対照表も併せてご覧願います。

条例改正の第1条及び第2条については、町長等の給与に関する条例の一部改正の規定で、第1条は、現行の12月の期末手当支給率100分の222.5を100分の227.5に改正するもので、第2条は、6月の支給率100分の222.5と12月の支給率100分の227.5を100分の225に改正するものです。

なお、第1条及び第2条における改正後の年間期末手当支給月数は4.5月となります。  
改正条例の第3条及び第4条については、幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の規定で、町長等の給与に関する条例の一部改正と同じく、期末手当の支給率を引き上げる改正となります。

次に附則ですが、第1条では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条の規定を令和2年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、改正条例の第1条及び第3条の規定について、令和元年12月1日から適用することを規定しています。

第3項では、給与の内払いについて、第1条及び第3条の規定により支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすことを規定しています。

以上、議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

議案第1号の提案理由で多少ご説明申し上げ、繰り返しとなりますが、給与関係法案が国会において11月15日成立、11月22日に公布されましたので、職員の給与につきましても、人事院勧告に基づく給与制度の改正をしようとするものです。

勧告の内容といたしましては、民間給与が国家公務員を平均0.09%ほど上回ることから、行政職給料表において平均0.1%、387円の引き上げを基本に改定し、新規採用の初任給では、大卒が1,500円、高卒2千円程度の引き上げとなっております。

また、医療職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定しております。

期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を4.5月とします。

住居手当につきましては、国が賃貸住宅の家賃に応じて、国家公務員に支給している住居手当の上昇などに対し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当支給額の上限を引き上げる見直しがされたことに伴い、本町も国と同様に所要の改正を行うものです。

時間外勤務手当につきましては、直接人事院勧告には関係ないものの、時間外勤務手当の算定基礎に寒冷地手当が含まれていなかったことで、地方公務員が労働基準法の適用を受けるに当たり、労働基準監督署から是正勧告を受けた実態があったことから、本町も法令遵守の観点から早期是正を図るため、改正するものであります。

改正条例案は2条立ての改正点となっておりますので、議案とともにお手元の新旧対照表と併せご覧ください。

1 ページの第1条、職員の給与に関する条例の新旧対照表ですが、19条の4第2項第1号の改正については、一般職員の勤勉手当の支給率で、6月、12月ともに100分の92.5ですが、12月を100分の97.5に改正するものです。

別表第1、行政職給料表及び別表第2の医療職給料表2と3については、民間給与との格差を解消し、新規採用の初任給と若年層に重点を置いて給料表を引き上げる改正です。

次に、2ページの第2条の新旧対照表をご覧ください。

第10条の2第1項及び第2項の改正は、先ほど説明しました住居手当について、支給対象となる家賃額の引き上げとして、1万2千円から1万6千円に改め、支給手当額の家賃の上限2万3千円を2万7千円に改め、2分の1の控除する際の基準額1万6千円を1万7千円に改めるものです。

第18条の改正については、時間外勤務手当は、現行の規定では給与月額で算出されておりますが、算定基礎に寒冷地手当を含めるための改正であります。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第19条の4第2項第1号の改正については、一般職員の期末手当の支給率で、第1条でご説明しました遡及適用のため改正した6月100分の92.5、12月100分の97.5を6月、12月ともに100分の95に改正するものです。

次に附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日とし、ただし書きで、改正条例第2条及び附則第4項は、令和2年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、改正条例第1条の規定は、平成31年4月1日から適用することを規定しています。

第3項では、給与の内払いについて、改正条例第1条の規定により支給された給料は、改正後の規定による給与の内払いとすることを規定しています。

第4項及び第5項では、第2条で改正しました住居手当について、算出された住居手当の月額の変動額が2千円を超える場合における経過措置を規定しております。

第6項では、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めると規定しています。

以上、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号「幌延町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦君

議案第3号「幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、女性活動推進の観点から、住民票、個人番号カード等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されたことに伴い、住民票や個人番号カードの他に、印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏の印鑑を使用した印鑑登録及び旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付を可能とするための改正であります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第6条の改正については、登録できない印鑑の項目に関する規定で、第1項第1号では、旧氏または旧氏の一部を組み合わせたもので表していないものを追加し、同項第2号では、旧氏以外の事項を表しているものを追加する改正であります。

第11条の改正については、印鑑登録の抹消の項目に関する規定で、第1項第5号で「氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む」ことを追加し、外国人住民及び通称に係る定義規定等を整理する改正であります。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 高橋 秀之君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は討論を省略し、原案のとおり決定すること

とに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第11 議案第4号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」及び、日程第12 議案第5号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第13 議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号、議案第6号を一括議題といたします。

議案第4号及び議案第5号、議案第6号の提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

ただいま一括提案されました、議案第4号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」、議案第5号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治体の臨時非常勤職員は、地方行政の重要な担い手でありながら、現行の地方公務員法では制度が不明確となっており、自治体により雇用の根拠が様々な状況となっていることから、地方公務員法などが改正され、新たに全国統一の制度として、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度として運用されることとなりました。

これらの運用に伴い、本町で特別職として任用している嘱託員やいわゆる臨時職員やパート職員の大部分は、一般職である会計年度任用職員に移行し、地方公務員法や地方自治法が適用されることとなるため、給与や費用弁償について新たな条例を規定する必要があり、更に勤務条件や分限、懲戒の対象となることから、既存の条例なども改正する必要があります。

なお、新たな制度の導入に伴い、従来の賃金の7節の項目が廃止され、令和2年度以降は、給与及び報酬並びに費用弁償などによる支出に変更されます。

主な内容を説明しますが、各条の細かい説明ではなく、総体の説明とさせていただきますので、ご理解願います。

議案第4号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」では、第1条でこの条例の目的を規定するものでございます。

第2条から第18条までは、給与等に関する事項となっており、会計年度任用職員につきましては、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日

直手当、期末手当が支給対象となります。また、職員と同様の仕組みとなる給与表を規定し、それぞれの職種等により、職務の級を定めていくこととなります。

第19条は、条例以外の必要事項を委任できる規定です。

次に、議案第5号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」では、第1条及び第2条は、趣旨とパートタイムの定義を規定し、第3条から第12条までは、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬について規定しており、支払うことができる報酬として、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、期末手当について規定しております。

第13条及び第14条では、通勤や出張に伴う費用弁償を規定しております。

第15条では、職務ごとの報酬額を定めることができる規定となっております。

第16条では、条例外の委任を規定することとなっております。

次に、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方公務員法の適用となる会計年度任用職員について、制度の創設に対応するため、既存の条例の一部を改正するものです。

改正する条例は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、幌延町職員の旅費に関する条例、職員の給与に関する条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例、幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例、公益法人等への職員の派遣等に関する条例、幌延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例となっております。

なお、附則につきましては、条例の施行を令和2年4月1日からとしております。

以上、議案第4号、議案第5号、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

2番 斎賀弘孝君

この条例を制定するにあたって、今現在ですね、説明にあったフルタイム会計年度職員またはパートタイム会計年度任用職員というのは、何人いるというふうに数を数えられてるんですか。

総務財政課長 藤井和之君

現在、新しい条例の中でフルタイム、パートタイムの人数分けはしておりません。ただ、現状の臨時職員の人数等をご報告いたします。

月額の特例規定というものの臨時職員については10名。日額が34名、パートが27名、そのほか協力隊ですとか、嘱託医とかございますが、そちらのほうに合わせて4名。合計75名でございます。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

2番 斎賀弘孝君

先ほどの説明の中で、幌延町には非常勤職員がいないという説明があったかと思うんですけども、フルタイムで働いてない人たちがパートタイムの会計年度任用職員になるというこ

とはないんですか。

また、これらをフルタイムとパートタイムを分けたけど、幌延の会計はどのように大きく変わっていくものと想定されますか。

総務財政課長 藤井和之君

非常勤職員がないって言った説明記憶にないですけども、すいません。

いわゆる日額の方たち、日額の方たちがパートに変更される可能性はないかというご質問でよろしいかなと思うんですけども。

今現状ではですね、そのままの状態勤務を続けていただくという計画をしてますので、この制度が始まったからといって、時間を短縮するですとか、または給与っていう部分ですね、そういったものが不利益を被るとか、そういったようなことは考えてございません。

ただ、元々臨時職員とかパート職員の配置の考え方については、どうしても業務上、担い手が必要というか、ヘルプ的な要素が強いついていうか、そういったいろんな要素で雇用している実態がございますので、先ほどフルタイムが何人、パートタイムが何人という答えがでなかったのも、これからこの条例が制定されて議決をいただいてから、それぞれを区別していかなきゃなんないのかなというふうに、原課との調整もあると思いますので、そういったものも考えながらやるということについては、今現状ではですね、絶対変わらないとかではなく、そういった状況を勘案しながら判断、決断をしていくというふうに考えております。

ただ、ここにも雇用者、いわゆるその後そこで働いていらっしゃる方もいるので、その部分の意向もちゃんと聞きながら、原課との調整をするというようなことをご理解いただければと思います。

あと会計に関してですけども、会計に関しては現時点では、今支払われているものと、不利益は講じないよということを考えてますので、その部分については同額になるんじゃないかなと思いますが、今まで支払われていた手当というものがございますので、その部分については、今後運用の面では、その部分を給与という部分に振り分けるのか、どうするのかを考えていきたいというふうに思ってます。

現状では、不利益を講じないように、被らないようにしようということを考えてますが、今支給されている手当についてどうしようかというところを今、規則を作りながら考えようというところでございます。

あとですね、社会保険とかそういった部分の考え方については、1年目は今の臨時職員の形態というのは社会保険ですとか、そういったものに加入してはいますが、それと変わりはございません。1年目は。ただ、フルタイムの会計年度任用職員になると、そのままいくと2年目からは共済組合、もしくは退職手当組合に加入するという仕組みになってますので、そういったところについては、雇用者については拡充されてくるというふうに考えてます。

ただ、事業主とすれば、そういった社会保険の共済費の面では負担増ということになりますので、そちらのほうは完全なる試算をしませんけども、およそ数千万上がるんじゃないかというような、数千万は1千万なのか2千万なのかというところなんですけど、そこまで跳ね上がる可能性はあるということで、今試算はしております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

これ、国からの指示でこういうことになったんですけど、一体いつ頃国からこういうふうにしていきたいと思いますよという、本町では来年の4月からなんですけども、いつ頃からそのために準備しておいてくださいよっていうふうに、町のほうに連絡が入ってきて、今こういうふうになってきたのかっていうのを伺いたいのと、前の委員会ではフルタイムの会計年度職員には、退職手当は当たるんですけども、パートタイムの会計年度職員には当たりませんよという説明がありました。

このフルタイムさんに退職手当当たるときは、今までと同じように計算で段階的に上げるんじゃないかと、もう今までどおり支給しますよという考えでよろしいのか。その2点伺います。

総務財政課長 藤井和之君

まず、いつごろからという話については、これちょっと私も調べたところ、基本的な会計年度任用職員については、およそ2年前からその情報が流れているというふうに認識をしております。ただ、その前からですね、臨時職員ですとか非常勤職員については、21年度の通知ですとか、26年の通知ですとか、そういったものが過去5年間ごとぐらいに発出されていたという資料もございます。

これは恐らく冒頭、私が提案理由で説明しましたとおり、臨時ですとか、非常勤ですとか、そういった雇用形態が全国でばらばらだということで、過去からもそういう問題提起はしていたんだろうなというふうには感じております。それが令和2年4月1日から本格的に運用しなさいというようなことになってるのは、やっぱり3年前からということでございます。

あとフルタイム等についての手当の部分なんですけども、実際には期末手当の率については、現行の月額給では3.数月分と、4ヵ月分と3ヵ月分とあと日数分とっていう区分が3つぐらいあります。この区分が3つについては、いきなり2.6にするのかですね、そういったことは、条例では2.6ってなっているので、そのままいくんですけども、その部分の不足分をどうしようかっていうことを今、一生懸命考えてるところなんです。

例えば4から2.65引いた分の月数が減るということになれば、それはちょっと不利益を被るということなので、その分を月額にぶつけるとか、そういったことを検討していこうということで考えております。ただ、その月額にぶつけるっていうか、適用すると、今度は共済費に影響するわけですよ。月額報酬の部分で算定される、共済費に影響すると。いろんな観点から考えるとですね非常に複雑だということは間違いないということなんです。

そういったことを、全て網羅していくと、実際の財政運営から考えていくと、莫大な金額が上がるとも考えられますけども、ただ、働いてる方の不利益を被らないようにしなければいけないという間をとるのか、線引きをするのか、ちょっと規則が完全にできあがっていないので、詳細なお答えはできないんですけども、そういった観点でいろいろ今、一生懸命やっているとということでご理解ください。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

(斎賀議員「はい」の声)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号、議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第7号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

本条例について、成年被後見人等における整備法の施行に伴い、関係する5つの条例において、成年被後見人等に係る欠格事項、その他権利の制限に係る規定を改正しようとするものです。

議案とともに配付しました、新旧対照表も併せてご覧願います。

改正条例第1条、幌延町職員の旅費に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正に伴う引用条項及び字句を改めるものです。

改正条例第2条、職員の給与に関する条例の一部改正については、欠格事項、その他の権利の制限に係る規定の改正です。

改正条例第3条、幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、成年被後見人に対する権利の制限に係る規定の改正です。

改正条例第4条、幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の改正に伴う引用条項の改正です。

改正条例第5条、幌延町表彰条例の一部改正については、成年被後見人に対する権利の制限に係る規定を削除する改正です。

附則では、この条例は令和元年12月14日から施行するとしております。

以上、第7号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案とおりに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで14時20分まで休憩します

(14時00分 休 憩)

(14時20分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15 議案第8号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第8号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、普通交付税の決定、繰越金の確定と繰入金の減。歳出では、職員の人事異動等による人件費の精査、基金積立金の増。こざくら荘支援事業の増。それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精算による補正が主なものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ、4,534万1千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を50億4,933万7千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について、ご説明いたします。

2 ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款地方交付税5,897万5千円の増。17款寄附金498万9千円の増。18款繰入金1億5,611万円の減。19款繰越金、6,969万2千円の増。20款諸収入772万6千円の増。21款町債3,740万円の減などで、歳入合計4,534万1千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費1,268万9千円の増。4款衛生費869万9千円の減。6款農林水産業費、1,553万8千円の減。8款土木費3,502万7千円の減。10款教育費304万3千円の増などで、歳出合計4,534万1千円の減額補正です。

第2条地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

地方債の補正については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計8億4,360万円を、8億620万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、問寒別地区道営畑地对総合整備事業7,100万円を5,630万円に、建設機械整備事業4,300万円を3,960万円に、橋梁長寿命化

改修事業3,960万円を3,010万円に、臨時財政対策債8,970万円を8,470万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、各科目に計上しています。人件費については給与改定、機構改革、職員の人事異動や欠員などによる補正となっております。

30ページをお開きください。

2款1項3目財政管理費では、令和2年4月に導入される会計年度任用職員制度に対応するため、既存の財務会計システムの改修に要する委託料52万3千円の新規計上です。12目諸費では、幌延風力発電株式会社利益配当金と、風力発電事業推進支援業務委託事業収入の増によりエネルギー施策等振興基金の積立金818万円の増です。

32ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業では、印鑑登録証明書に旧姓を併記することができる環境を整備するため、コンビニ交付システム改修業務委託料12万4千円の新規計上です。

38ページをお開きください。

3款1項3目老人福祉費のこぞくら荘支援事業では、職員不足により、利用者の受け入れを縮小したことによって、介護保険収入が減少し、経営状況の悪化が見込まれることから、こぞくら荘の運営費に対する支援1,678万7千円の増。こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業では、道の補助金が採択されたことなどにより、ペレットボイラーの整備に関する支援、425万6千円の減です。

40ページをお開きください。

3款1項4目障害者福祉費では、留萌北部地域子ども発達支援センターを利用する児童の利用見込み回数が減少したことにより、子ども発達支援センター事業負担金269万6千円の増。障害者介護給付訓練等給付費229万8千円の減です。

44ページをお開きください。

6款1項6目農地開発費では、今年度実施を予定していた事業量の変更により、問寒別地区道営畑地对総合整備事業負担金1,464万円の減です。

6款2項1目林業振興費の森林整備促進事業では、国から交付される森林環境譲与税の基金に積み立てるため、森林環境譲与税基金の積立金461万3千円の新規計上です。

48ページをお開きください。

8款2項1目道路維持費の道路維持管理費では、道路維持業務に係る決算見込みの精査により、627万3千円の減。建設機械整備事業では、事業費の確定により320万1千円の減です。

50ページをお開きください。

8款2項4目橋梁新設改良費の橋梁長寿命化改修事業では、事業費の確定により、橋梁架け替え工事実施設計業務委託料324万5千円の減。橋梁改修工事449万9千円の減です。

8款3項2目下水道費では、下水道事業特別会計の決算見込みの精査により、下水道事業特別会計の繰出金432万4千円の減です。

52ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費では、北留萌消防組合の前年度繰越金の予算計上により、北留萌消防組合負担金263万1千円の減です。

54ページをお開きください。

10款4項3目美術館費では、心象記念文化振興指定寄附金を採納しましたので、今後の金田心象書道美術館の維持管理に係る費用の財源に充てるため、心象記念文化振興基金の全部積立金494万円の増です。

58ページをお開きください。

12款1項1目元金では、全国瞬時警報システム公開事業の財源として、平成30年度に借り入れた緊急防災減災事業債の繰上償還と償還金の精査により128万1千円の増。2目利子は、平成30年度に借り入れた地方債の利率が見込んでいた利率よりも低く、低率だったことにより、147万4千円の減です。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

1款2項1目固定資産税では、設備投資などによる償却資産が当初の見込みを上回ったことにより、531万円の増です。

10款1項1目地方交付税では、平成31年度の地方普通交付税が19億9,897万5千円に決定されていますので、現行予算との差額5,897万5千円の増です。

20ページをお開きください。

13款1項4目土木使用料では、宮園団地公営住宅の空き家が増加していることにより、公営住宅と公共賃貸住宅を合わせた住宅使用料236万9千円の減です。

22ページをお開きください。

16款2項2目生産物売払収入では、送電線路建設工事に係る支障、小木伐採による立木売払収入226万5千円の増です。

24ページをお開きください。

18款1項1目財政調整基金繰入金及び2目減債基金繰入金では、町税、地方交付税、繰越金等の増額により財源が確保されたことから、財政調整基金繰入金4,430万、減債基金繰入金1億701万円の減です。7目公共施設等整備基金繰入金は、道路維持管理費の精査などににより630万円の減。9目森林環境譲与税基金繰入金は、

森林整備促進事業の財源として150万円の新規計上です。

19款繰越金では、平成30年度決算剰余金から繰越明許費分を除いた純繰越金が2億538万円で確定していることから、現行予算との差6,969万2千円の増です。

20款4項1目総務費、受託事業収入では、幌延風力発電事業の円滑な実施を図るため、風力発電事業推進支援業務770万円の増です。

26ページの21款町債につきましては、第2条地方債の補正で説明していますので、省略いたします。

以上、議案第8号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋 秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

まず、39ページのこざくら荘のボイラー設備改修支援事業についてなんですけれども、道の補助金が確定したということで、こういう425万6千円の減ということなんですけれども来年度設備を設置するにあたり、実施設計で道の補助金がもらえるように、来年度も、道の補助金は出るというような話になっているのかが一つと、あと来年度稼働に向けて、原料の方はもう確保してあるのかというところをまず1点お聞きすると、41ページの子ども発達支援センター事業で、当初委員会での説明では、運営形態を変えることによって、それぞれ自治体の負担金が減りますよという話だったんですけれども、当初予算と合わせて300万を超えてくるので、その説明とちょっと矛盾が生じているというところで説明をお願いしたいのと、3点目45ページ、先ほど総務課長からの説明があった森林環境譲与税の461万3千円の、この金額がどのように算出されているのかという、この3点をお聞きいたします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

こざくら荘ボイラー設備改修支援事業の件について、西天の燃料製造のほうとも関連ございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

1点目の道の補助金の関係ですけれども、今年度の実施設計を行うにあたって、町と西天とこざくら荘でコンソーシアム組んでですね、申請いたしました。

実績設計については補助採択を受けたんですけれども、来年度実際に施設を整備する計画なんですけれども、そこに向けても補助の申請をする予定でございます。これはまだ確定ということではございませんので、申請して採択を受ければ補助金が得られるということですので、そこに向けて頑張っていきたいなと思っています。

それと2点目の原料の件なんですけれども、ただいま西天のほうでは燃料製造設備の整備、工事ですね。今年度と来年度2ヵ年で実施する計画でございます。ですから、そこが完成してから燃料製造ということになりますので、令和2年度中に原料となる木材ですとか、紙おむつについては、来年度の後半のほうから準備は進めていきますけれども、製造して燃料として出てくるのは恐らく令和3年度からになると思います。

ボイラーのほうにつきましても、令和2年度での整備ですので、試験稼働は令和3年度からということになりますので、そちらも併せて令和3年度からという、今計画しております。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

留萌北部子ども発達支援センターの負担金のご質問ですけれども、子ども発達支援センター、遠別、天塩、幌延、3町で運営してきておりますが、その運営業務を民間に委託して、その委託の際の目的としては、職員の処遇改善と各町村の負担が下げられるというような見込み

があつてということで、年度当初ご説明させていただきまして、このような形でやらせていただいております。

今回の負担金の増額につきましては、当初予定していた利用人数が見込みよりもかなり減ったということで、事務局のほうからの要因としての報告を受けている部分につきましては、利用児童数はそんなに当初の見込みからは変わってはいないんですけども、1人当たりの利用回数が見込みを下回っていると。その要因につきましては、児童発達支援、未就学児については1対1での支援。就学児の放課後等デイサービス、こちらの事業については集団での利用ということで、1日定員15名の中で、集団で利用する就学児の利用が思うように伸びなかったということです。その原因の一つとしてもですね、学校の居場所づくりですか、放課後の居場所づくりという各町ごとでやっている事業、そちらのほうとの調整がなかなかうまくいってなくて、幌延町についても子どもの広場、週に1回やっていますけども、幌延町のほうの送迎がある曜日と、子どもの広場で曜日の調整が付かずに重なってしまったということで、週2回利用できるところが、町の子どもの広場を利用するというので、当初2回予定していた児童が週1回の利用になったというようなケースもあって、それが各3町同じように利用者が減った要因の一つでもあるというふうに、事務局のほうから聞いてます。

実際のところですね、利用児童数が当初見込みから比較すると約2分の1程度になっているという状況もありますので、来年度以降ですね、ここから先に教育部門等とも調整をしながら、少しずつ利用は伸ばしていくというような努力をして、少しでも負担金を減らしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

産業振興課長 山本基継君

森林環境譲与税の額の算定方法ということで、この算定方法ですね、私有林の人工林面積、私林の人工林面積と林業就業者数及び人口を3つに分けて算定されることとなります。

本町分の人工林の面積ですとか、就業者数、人口ですね、これ全国の同じような私有林の面積に人口等々を割り返しまして計算されるんですよ。それで、本町分の譲与税の額についてなんですけれども、私有林の人口面積分で387万円、林業就業者数で65万1千円、人口割で9万2千円、合計が461万3千円の資産額となっております。

7 番 西澤裕之君

子ども発達支援センター事業なんですけれども、人数は変わってないんだけど、利用が減っていると。今、要因としては課長がおっしゃられたことが考えられるというようなお話だったんですけども、それと含めて、これだけ利用してないということになると、それだけではなくてっていうようなこともちょっと考えられるのかなというふうに思うので、その辺の調査は、各自治体がすべきことなのかなというふうに思いますので、その辺は来年度に向けて、この利用者に対しての調査っていうのは必要かなというふうに思います。

というのが1点と、森林環境譲与税ですけれども、これは毎年かかっていくものという理解でよろしいんでしょうかという、2点お願いします。

保健福祉課長 村上貴紀君

利用の減につきましては、各市町村それぞれでの要因というものはあるかと思っております。

で、幌延町の要因っていう部分については、第1の要因としては、教育事業という放課後の居場所づくりの子どもの広場と曜日が重なったというところが、1番大きな要因かなというふうに感じておりますので、来年度以降の曜日の決定については、そういう日を避けた形で、事務局のほうと調整をさせていただきたいなというふうに思っています。

またそれ以外の要因についても、議員おっしゃられるとおおり、別な要因もあろうかと思えますので、引き続きそちらのほうについても調査をさせていただいて、利用がされるように努力していきたいと思っております。

産業振興課長 山本基継君

森林環境譲与税のほうなんですけれども、3年ごとに算定が変わっていくようです。3年ごとに算定が変わりまして、6年ごとに剰余の割合が変わっていくということで、現在のこの額がですね、令和元年、今年から令和3年まで3年間この額で譲与されるということになります。

この間にですね、私有林の人工林率の面積ですとかが算定基礎となりますので、この3年間で何とか私林の人工林の割合を増やしていければ、譲与額も当然上がっていくのかなと思うんで、そのために譲与税は使っていきたいなと考えております。

議長 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

2 番 斎賀弘孝君

39ページのござくら荘支援事業についてお尋ねします。

ござくら荘支援事業を当初予算では3,656万1千円見てたんですけども、さらに先ほどの説明で職員の減少ということで、1,678万7千円追加ということなんですけども、今現在の職員さんは何人で、何人の利用者の方のお世話をしてるのか、まずお聞きしたいと思います。

それと57ページ教育費。地区体育館解体事業で140万と4千円。約半額での作業をしてくれたと思うんですけども、このことについては何かコメントありますか、これ半額ぐらいでやってくれたんで、これはすごい仕事してくれたと思うんですけども、そのことについてどういうふうに思われるか、お聞きしたいと思います。

教育次長 伊藤一男君

斎賀議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほう中間寒別地区体育館の解体工事ということで、当初予算で766万8千円のところ、入札を626万4千円ということで、140万4千円の契約執行残という形になっております。よろしく願いいたします。

保健福祉課長 村上貴紀君

ござくら荘支援事業の職員不足の関係ですけども、現在の職員数については申し訳ございません。ちょっと手元がないのであれなんですけれども、職員の不足数については、実際のところよりも11月1日現在で5名不足しているということでの報告を受けております。

その5名不足している中で、40名定員のところを夜勤等でのシフトを組むことがなかなか難しいということで、35名ということの上限で、5名減でしばらく運営をさせていただ

いておりますということで、その5名分の給付収入が減額になっていると。

ただし、5名の職員不足の分の人件費がその分減額になるのではないかというようなことではあるかと思うんですけども、5名減員になっていても1日出勤する職員数というのは変わらず、夜勤の職員も人数変わらずということで、給与は減額になってその分の夜勤手当等の手当が増額になっているということで、支出はそう変わらず収入だけが減額になったというところでの補助金の増という形になっております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

すいません。体育館のことについてはちょっと私の勘違いで申し訳ありませんでした。

このござくら荘のことなんですけども、やはり5名の不足の中でも、なるべく収入を上げようとして患者さんを名寄とか近隣の病院に連れていく支援の活動もやっていました。

また、そこに利用者40名定員のところ35名ということで、いろんなところで職員の募集しているのはわかるんですけども、なかなか見つからないのもよくわかるんですけども、限られた人数の中で利用者が不安なく、それから安全に生活できるように、また努力してほしいなと思いますし、せっかくやってきた病院に、遠方の病院に輸送する業務、また引き続きやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

通院等の移送のことについては、年々利用が伸びきておりまして、そちらの収入は伸びてきているということで聞いておりますので、そちらについては引き続き町としても、事業を展開していってもらえるように話はしているところでございます。

また、受け入れの人数ですけども、職員が採用後、ある程度の知識等も得られたということで、38名まで今現在は受け入れることが可能になってきているというようなことを施設側からは聞いてはおりますけども、実質の待機者が今のところですね、待機者がいらっしやらないということで、先日まで待機者はいらっしやったんですけども、残念ながらお亡くなりになられた方が多数いらっしやいまして、今のところ待機者がゼロということで、極力近隣町村からも、空き状況が埋まるような形で努力をしてくださということで、先日施設側ともお話をさせていただいておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

3 番 植 村 敦 君

31ページの一般職の宿日直手当の新規で4万9千円という数字が上がってますけども、これは今後ずっと宿日直手当として発生していくものなのか、お聞きしたいと思います。

それともう一つは53ページの学校管理費の中で、伐採業務で81万5千円が新規で上がってます。今年、幌延の小学校の枝を払ったというのを確認してますけども、今回のこれはどこの学校の伐採なのか、お聞きします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

植村議員のご質問にお答えいたします。

学校なんですけれども、前回伐採させていただいたのが3年計画の1年目ということで、幌延小学校3年計画で、グラウンド周りの木を伐採というか立て込んでるところを間引きし

たりですね、そういうことをしていくということでご説明させていただいてますが、その2年目ということで、前は、駐車場の周りから学校菜園の遊具のあたりまでっていうことでやらせていただきましたので、今度はその続きということで、グラウンドの東側のほうまで間引きと伐採をさせていただきたいと考えております。

総務グループ主幹 伊藤 崇 君

お答えします。

宿日直手当については、今年度4月以降に警備の関係で、役場庁舎が機械警備に変わるということで、その準備が整うまでの間、総務財政課のほうの職員で対応して泊まったので、その分として上がっております。

3 番 植村 敦 君

システムの変更期間中だけの話ということで、わかりました。今後、システムの変更に伴って宿日直も置くということなのかなというふうに思ったんで、お聞きしました。

また学校の危険樹木の枝払い、伐採ですけども、3年計画の中で2年目ということで、3年目にかけてはどこをやるのか。あと中学校、問寒別中学校の危険木っていうのはないのか、お聞きします。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員のご質問にお答えいたします。

3年目につきましては北側ですね。北側っていうのは、教員住宅側の方の高い松の木が並んでるところがあるんですけども、最終年はそちらのほうの間引きと上のほうちょっと伸びていかないようにカットしていきたいと考えております。

あと、問寒別につきましては、過去何年間かで危険倒木等を切らせていただいておりますので、問寒別については今後、また状況を見ながらやっていきたいと思いますが、当面計画はございません。

あと幌延中学校のほうにつきましても危険なものについては、そんなに今のところないので、あと倒れそうなやつについては公務補さんとお話をしながら、何本か倒したのもございますけれども、そちらのほうもしっかりと日々見ておりますので、危険なものについては伐木していきたいと考えておりますが、幌延小学校のような大規模なこの伐木については、当面計画はしておりません。

議 長 高橋 秀之 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

4 番 無量谷 隆 君

21ページの公営住宅の減額なんですけども、幌延は意外と、住宅事情があまり満杯状態だっていう、再三聞かされている中で、公営住宅の使用が少ないということは、これどういうことなのかなという感じを持っています。重点的に入っていないということなんで、宮園ということになればかなり家賃が高いのか、その辺を確認しときます。

建設管理課長 島田幸司君

お答えします。

公営住宅の今空き状況ですけれども、団地別に申し上げますとこざくら団地が2件、宮園団地が13戸、栄町団地が9戸ということで、計24戸空いている状況であります。

宮園団地について家賃が高いからというふうなお話でしたけれども、基本的には公営住宅法に基づいて家賃計算をしておりますので、ほかの町と比べて高いとか安いとかっていうことは基本的にはないのかなというふうに考えてます。

今の空き状況ですけれども、空き状況の要因といいますか、基本的に建設当初から入られた方がそれぞれのご都合で退去されて、息子さんがいらっしゃる土地に転居されたですとか、施設に入所されたですとか、あとは町内で、空き住宅のほうを購入して移られているとか、という方が今年に入ってから、結構な件数が出ているのかなというふうには思っております。

4 番 無量谷 隆 君

公営住宅は決して遊ばす必要ないと思うんですけども、その辺のPRをよろしく願いいたします。

議 長 高橋秀之君

答弁はよろしいですか。

(無量谷議員「はい」)

ほかにありませんか。

3 番 植村 敦 君

23ページの風力発電の株式会社の利益配当金ということで72万ほど上がってます。去年まで恐らく配当金300万ぐらいあったような気がするんですけどもその部分とはまた違う配当金なのか、新規で出てるということは、ちょっとお聞きします。

企画政策課長 藤田秀紀君

配当金なんですけれども、今までいただいた配当金と全く同じ、利益が出た分に対する配当金ということなんですけれども、収入全体が、風の風況が若干例年より低かったっていう部分と、そのほかに今回、町に対する委託金も若干増えてるというようなことで配当金と町に対する委託料っていうのは収入と支出の関係でございまして、町の安定的な収入をということで、その分の委託料を上げていただいたっていう部分は、経費としては増えますので全体の配当金が減るというようなことと、風の関係があるというようなこととでございまして。

議 長 高橋秀之君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

2 番 斎賀弘孝君

25ページの寄附金で心象記念文化振興指定寄附金がありましたよということだったんですけども、これは何人からの寄附金になるのか。また、今後この心象記念館の文化指定寄附金は、基金でどういった目的に使われて今後どのようなことに使う予定が、ありましたらお聞かせください。

教育次長 伊藤一男君

はい、斎賀議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほう寄附金につきましては、お一方の寄附金となっております。

あと、基金の関係なんですけれども、今までもそうでしたが、今後も心象美術館の維持管理等に活用させていただければと考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第8号は討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号「平成31年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算 第1号」の件を議題とします。

議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第9号「平成31年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算 第1号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な要因は、歳入では国民健康保険税の年度途中精査によるもの。歳出では人事院勧告に伴う人件費精査、平成28年度療養給付費負担金の過大交付に伴う返還金の増、及び前年度繰越金の一部を財源とする予備費増などであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に819万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億1,648万3千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

16ページをお開きください。

まずは歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、人事院勧告に伴う人件費の精査及び共済費の率の確定により、人件費総額で31万5千円の増額です。

18ページをお開きください。

6款1項1目特定健康診査等事業費は、特定検診の受給者数が当初の見込みを下回ったことから、事業費総額で80万8千円の減額です。

7款1項1目償還金は、平成28年度療養給付費負担金において、過大交付を受けていたことが判明したことから、過年度分返還金として400万円を増額しております。

9款1項1目予備費は、今後の保険給付費の急激な増額に対応する財源としての1,500万円と令和2年度保険税負担軽減財源としての500万円との合計2千万円を確保するため、前年度繰越金の一部を財源として469万1千円を増額しております。

次に歳入であります。14ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、10月末までの賦課実績に基づき精査した結果、614万3千円を増額しております。

内訳は、医療給付費現年課税分として859万5千円を増額、後期高齢者支援金現年課税分として105万4千円の減額、介護納付金現年課税分として139万8千円の減額であります。

4款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定等繰入金は、国民健康保険税軽減分に対し一般会計から繰り入れを行うもので、114万4千円の増。その他一般会計繰入金の職員給与費等及び財政安定化支援事業については、繰出基準に基づき精査した結果179万円を減額しております。

5款繰越金は、このたびの補正に伴う財源調整のため274万8千円を増額しております。なお、前年度繰越金が2,370万3千円となりましたので、このたびの補正後の繰越金の予算額2,294万8千円との差額75万5千円については、今後の補正財源として留保しております。

6款1項1目雑入は、特定健康診査受診者数の確定に係る一部負担金精査により4万7千円を減額しております。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号「平成31年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号」の件を議題といたします。

議案第10号についての提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩川実樹君

ただいま上程されました、議案第10号「平成31年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第2号」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正の主な要因は、本年度の人事異動及び給与改定、看護職員採用に伴う人件費の調整や出張医師派遣に伴う関連費用などを調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ17万5千円を追加し、歳入歳出ともに予算の総額を3億2,343万1千円にしようとするものです。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額につきましては、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

18ページをお開きください。まず、歳出です。

1款1項1目の診療所費のうち、19ページ説明欄の黒丸、診療所人件費をご覧ください。人件費は、このたびの給与改定に伴う調整や人事異動、看護師職員の採用などにより、給料で251万9千円の増額、扶養手当から特殊勤務手当までの職員手当総額で18万円の増額補正です。共済費は負担率の改正や人事異動などにより、総額で34万9千円の増額補正です。

2つ目の黒丸、診療所業務費では、当初採用を予定していた臨時の看護師1名を正職員として採用したことや診療放射線技師の退職と採用があったこと等から、これらの見合い分の社会保険料38万7千円と賃金311万3千円を減額します。

また、普通旅費は、診療所長の学会出席に係る旅費や診療放射線技師を採用したことに伴う赴任旅費で15万6千円の増額補正です。

3つ目の黒丸、診療所管理費は、パート職員等の賃金が10月から改訂となったことに伴い、社会保険料及び賃金で2万1千円の増額補正です。

次に、1款1項2目の医師業務強化費では、北海道医療振興財団等からの医師派遣回数が増により、報酬、宿日直手当、費用弁償の総額で46万9千円の増額補正です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

2款1項1目1節の建物貸付収入では、1棟4戸の医療技術職員住宅のうち、空き部屋となっていた1室に採用した診療放射線技師が入居したことから職員住宅料13万2千円の増額です。

4款1項1目の繰越金は、平成30年度の繰り越しが確定したことによる増額補正です。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、このたびの補正の財源を調整した結果、不足となる3万9千円を増額するものです。

また、6ページから15ページまでの給与費明細書につきましては、このたびの補正に伴う所要の補正をしております。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号「平成31年度 幌延町介護保険特別会計補正予算 第2号」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第11号「平成31年度 幌延町介護保険特別会計補正予算 第2号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに、人事及び給与改定に伴う人件費の調整によるものと、介護サービス事業勘定は、ケアプラン作成システム用端末機器のサポート期間が終了することに伴う機器の入れ替え経費について調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から204万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,296万5千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億5,373万5千円に、介護サービス事業勘定は923万円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事、給与

改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更等に伴い、保険事業勘定人件費全体で280万5千円の減額です。

5款1項2目償還金は、平成30年度における支払基金交付金額の確定に伴い、地域支援事業支援交付金に超過交付があったことから、これを返還するために8万1千円を増額しております。

続いて、24ページをお開き下さい。

介護サービス事業勘定ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事、給与改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更等に伴い、介護支援事業人件費全体で38万4千円の増額です。

2款1項1目介護支援事業費は、事務所移転に伴い、通信運搬費3万6千円の減額。また、ケアプラン作成システム用端末機器のサポート期間が終了することに伴う機器の入れ替え等により、委託料10万5千円の減額、借上料12万8千円の減額、一般備品56万9千円の新規計上です。

次に歳入であります。18ページをお開きください。

保健事業勘定の歳入は、6款1項の一般会計繰入金は、このたびの給与改定等に伴う人件費の補正分280万5千円の減額です。

7款繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今後必要となる財源として留保しておりました383万2千円から、このたびの補正に伴う財源調整のため8万1千円を増額補正し、差引額375万1千円については、今後の補正財源として引き続き留保しております。

続いて、22ページをお開き下さい。

介護サービス事業勘定の歳入ですが、1款1項1目の介護サービス計画費収入は、計画作成件数が当初見込みを上回ったことにより24万5千円の増額です。

2款1項の一般会計繰入金は、精査により43万9千円を増額しております。

以上、議案第11号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

22ページのサービス収入で、ただいま説明のあった介護サービスの計画作成量が増えたということでございますけれども、居宅介護サービス、介護予防サービスのどちらの計画が増えたんですか。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

介護サービス計画作成量の伸びですけども、当初、介護予防サービス分として見込んでいた件数が伸びているということです。予防サービスのほうが伸びているということです。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

介護予防だったら当初は60件だったんですね。それが60件から、どのくらいかわからないけど増えたということで、これは、幌延町では今、こざくら荘から離れてやっておられる方もいるし、こちらのほうでやってる方もいる。両方にうまくこう配分してこの計画、作成はしていただいているのか。それをお伺いしたいと思います。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

当初では、1ヵ月平均5件で60件見てたかと思います。

10月までの実績で63件、残り11月から3月で40件を見込み、年度実績見込みで、103件ほどの見込みということで今回増額をさせていただいております。

また、介護予防サービスの計画につきましては、幌延町でサービス計画が必要になった方については、町の予防の事業所のほうでですね、計画を作成するというので、町外のほうにいる方については、調整してっていう形ですね、やっておりますので、計画が、介護予防計画なので、要支援1、2の方の計画という形になりますので、ほとんどの方が町内に在住していることという形で、こちらの事業所のほうで計画を作成しているということになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号「平成31年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第12号「平成31年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な理由は、給与会計や事業の執行精査により、現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ288万9千円を増額し、歳入歳出総額を5,349万7千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出歳入の順にご説明いたします。

16、17ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の簡易水道事業人件費については、給与改定並びに扶養手当などの精査により、給料6千円の増、職員手当21万4千円の減、共済費21万8千円の減、総額42万6千円を減額するものであります。

水道管理費の委託料については、事業執行により不用額が見込まれることから14万円を減額するものであります。

2目水道整備費の委託料については、事業執行により不用額が見込まれることから4万4千円を減額するものであります。

4目積立金の建設改良基金346万5千円の増は、現行の収支見込みにおいて財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります。14、15ページにお戻り願います。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度決算により繰越金が338万9千円と確定しましたので、現行予算50万円の差額の288万9千円を増額するものであります。

以上、議案第12号「平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号」について、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号「平成31年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算 第2号」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第13号「平成31年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算 第2号」について、提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な理由は、給与改定や事業の執行精査により、現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万6千円を減額し、歳入歳出の総額を2億2,426万6千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、4 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出歳入の順にご説明いたします。

16、17 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、給与改定により、給料1万8千円の増、職員手当1万9千円の増、共済費5千円の増、総額4万2千円を増額するものであります。

2 目施設管理費は、事業の執行により不用額が見込まれることから、委託料170万6千円の減、備品購入費132万8千円の減、総額303万4千円を減額するものであります。

次に、歳入であります。14、15 ページにお戻り願います。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の減は、歳出予算の減額補正に伴い、繰入金が減額となるものであります。

5 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度決算により繰越金が4万円と確定しましたので、現行予算1千円との差額3万9千円を増額するものであります。

7 款 1 項 1 目雑入につきましては、非常用発電機整備事業が市町村防災減災対策事業推進交付金の対象事業として採択されたことから128万9千円を新規計上するものであります。

以上、議案第13号「平成31年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算 第2号」について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

16 ページの施設管理費で、先ほど説明のあった非常用発電整備事業で、当初停電用で2台購入の予定だったんですけども、交付金が入ったので、それと合わせて当初予算と足して2台購入して、残ったのが132万8千円っていうふうに思っていますか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

当初予算どおり 2 台の購入で、執行残としてこれだけの金額が減額になるということであり  
ます。

議 長 高 橋 秀 之 君  
他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 1 3 号は、討論を省略し、原案のとおり決定すること  
に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 発議第 1 号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とい  
たします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本  
日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項・事案について、道内外の関係  
機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の  
研修、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定  
しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第 2 2 発議第 2 号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和元年 1 1 月 2 9 日付をもって、まちづくり常任委員長、情報推進常任委員長から所管  
事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続  
調査の申入れがありました。

お諮りします。

各委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和元第8回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(15時33分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 7番 西澤裕之

署名議員 1番 富樫直敏

以上、記録する。

主 事 満保希来